

山道川上流

みどり
水土里ネット
広報 No.12

(迫川上流土地改良区)

令和元年12月1日 発行



令和元年9月7日(土)に行われた農業施設見学会の様子 [関連記事は10頁に掲載]

主な内容

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ○ごあいさつ……………2 | ○平成30年度事業報告……………6～8 |
| ○第25回総代会提出議案……………3 | ○令和元年度事業計画……………8～9 |
| ○平成30年度財務状況……………4～5 | ○国営造成施設管理体制整備促進事業…10 |
| ○平成30年度財産目録……………5 | ○視察研修、台風19号災害……………11 |
| | ○土地改良区からのお願いとお知らせ…12～16 |

●発行・編集／水土里ネット迫川上流(迫川上流土地改良区) ●印刷／有限会社及川印刷
●所在地／〒989-5171 宮城県栗原市金成沢辺町沖205番地
●TEL／0228(24)7643 ●FAX／0228(42)3503
●組合員数／7,360名 ●地区面積／10,585ha(平成31年3月31日現在)
●E-Mail／jouryu@hakuue.jp ●ホームページ／http://www.hakuue.jp



ごあいさつ



迫川上流土地改良区

理事長 菅原 義 幸

組合員皆様におかれましては、益々ご健勝のこととご推察申し上げます。

また、日頃より本土地改良区の事業運営に対しまして、ご理解ご協力を賜わり心より感謝申し上げます。

本年は、台風による豪風雨の被害が日本全国で相次ぎ、その災害により亡くなられた方々にあらためてご冥福をお祈りするとともに、被災された方々には一日でも早く平穏な日々を取り戻されることを衷心よりお祈り申し上げます。

その様な中で、令和元年10月の3連休に台風19号が強い勢力を維持しながら伊豆半島に上陸し関東地方を通過しながら東北地方を北上しました。

国及び都道府県管理の河川で堤防の決壊及び氾濫、排水不良等で270箇所以上、地すべり・がけ崩れ等の土砂災害は590箇所を超えるなど、秋の収穫作業も順調に進んでいる最中、未曾有の大災害となり甚大な被害をもたらしました。

当土地改良区管内においても築館観測地において最大時間雨量33.5mm、最大24時間雨量184.5mmを記録し、河川の決壊及び氾濫等があり、それに伴い農地の冠水が1,500ha以上となりました。それに伴い収穫後の稲わらが幹線用排水路へ流失、更には、法面等の崩壊による土砂災害や機場への冠水被害も出ました。

受益地が広範囲のため職員だけでは、細部に亘る土地改良施設の被害調査にも限界があり、役員及び総代等の皆様方からも、情報提供の協力を頂きました。さらに、施設管理人さんにおいては、持分の施設以外まで巡回を率先して頂き情報提供に努めてもらい、各排水機場の管理人さんには夜間を徹しての排水作業にご尽力頂きました。

各位のご助力の下に、関係機関に速やかに災害報告できましたことに、あらためて厚くお礼申し上げます。今後も各関係機関と協議しながら復旧等に努めて参りますので、組合員皆様方の更なるご協力を宜しくお願い申し上げます。

さて、当土地改良区の事業の一端でございますが、県営ほ場整備事業については金成の津久毛地区が令和元年8月23日付けで事業確定となり160.0haの実施設を進めております。

栗駒、鶯沢の稲屋敷・袋地区は53.4haの面工事が開始となり、続いて志波姫の上沼地区は本年度33.8haの面工事終了へ向けて、更には若柳の沼田・八木地区は57.2haの暗渠工事、大目地区は33.9haの面工事を施工しており、5地区については事業計画通りに進んでおります。若柳の上畑岡地区は調査事業2年目で現在、地域営農構想の策定中であり、来年度同意徴集に向けて邁進しております。

本年の用水については、元号が令和と改元され、用水需要期の4月27日からの10連休に、今年は降雪も少なく、代かき期及び田植え期の用水不足を心配しておりましたが、職員の休日出勤体制と、施設の管理人さん方の協力を得て、組合員皆様のご理解の下に、無事乗り切ることが出来ました。

水を供給する国営かんがい排水事業及び県営かんがい排水事業で造成された揚水機場や県営ほ場整備事業によって造成された水中ポンプが主体となっている揚水機場等については、経年劣化等が進み不具合が多くなってきております。各関係機関と協議しながら施設の長寿命化事業関連の補助事業を模索しながら維持管理等の負担軽減に努めているところです。

稲作農家にとって、日米貿易協定の最終合意の内容が不安でしたが、米は調整品を含む全てで関税削減や撤廃からの除外を確保し、今般の臨時国会での承認を受け令和2年早々発効となる模様です。そうした中で、組織を挙げた、予算獲得要望の成果として、前年対比で122%、5,388億円の農業農村整備事業関連の令和2年度当初予算が要求され、満額獲得と元年度補正の上積みに向けて運動を展開中です。

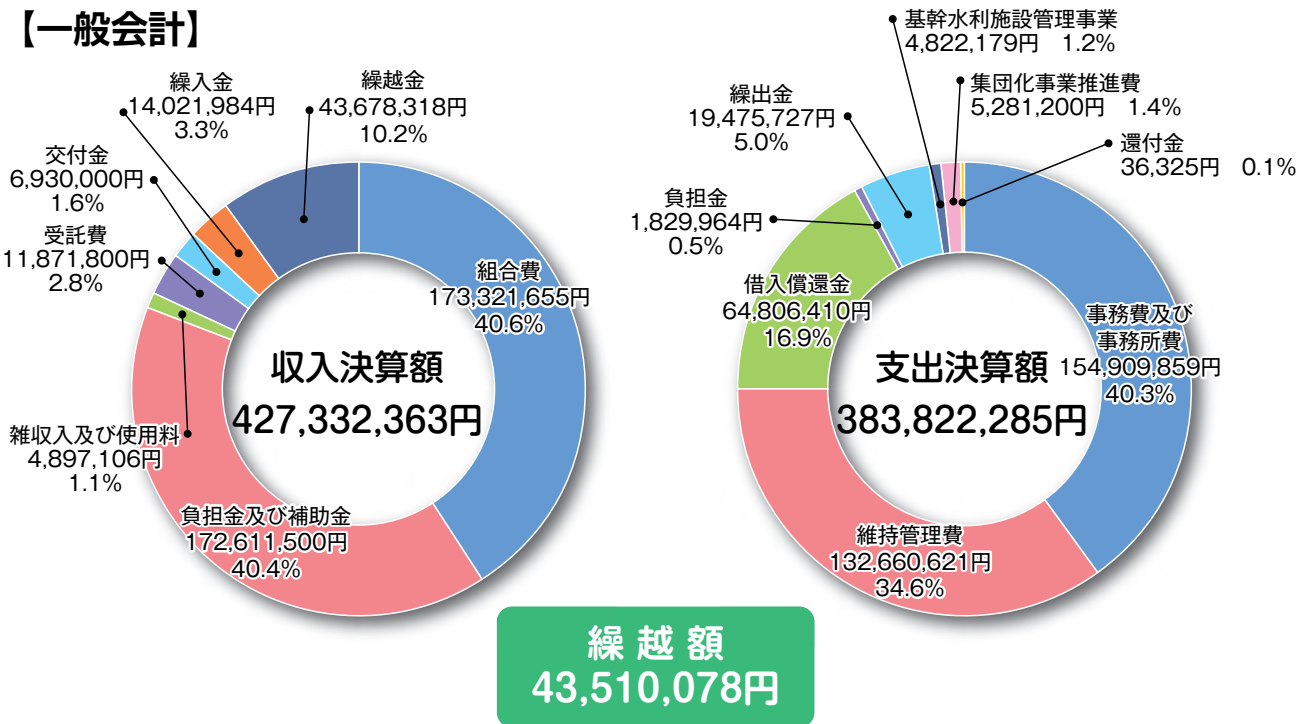
農業の後継者不足等による農地の荒廃を防ぐべく農地整備事業の推進とそれに附帯する土地改良施設の老朽化に伴う整備補修の維持管理費等の負担軽減に、国を始めとする各関係機関との連携を更に密にし、今後も防災減災に役職員一丸となり取り組んで参りますので、更なる組合員皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

まもなく、新しい年を迎えるにあたり、皆様方の益々のご発展とご繁栄、ご多幸をお祈り申し上げ、挨拶といたします。

平成30年度 財務状況

迫川上流土地改良区規約第47条の規定に基づき平成30年度の財務状況を公表いたします。

【一般会計】



【その他特別会計】

(単位：円)

項目	会計名	石越	宮野地区 維持管理	下畑岡地区 維持管理	新田地区 維持管理	杭ヶ浦地区 維持管理	沼田・八木地区 農業競争力強化事業	大目地区 農業競争力強化事業	稲屋敷・袋地区 農業競争力強化事業	上沼地区 農業競争力強化事業
収入 決算 額	組合費	76,732,657	1,302,919	8,923,780	2,955,568	1,816,190	1,808,977	1,347,422	713,849	344,884
	補助金	1,240,000					1,500,000	2,000,000	2,000,000	1,500,000
	交付金	11,808,000								
	受託費	4,280,000					3,900,000	15,000,000	13,186,800	6,237,000
	負担金						150,000	150,000	150,000	150,000
	雑収入及び使用料	6,190,782	170,246	59	18	16	150,526	37	22	12
	区債及び借入金						3,002,000	16,800,000	7,125,000	2,100,000
	一時利用地収益徴収金						685,425			
	繰入金	8,799,658		2,000,000		220,000				
	繰越金	10,909,891	2,006,338	2,884,718	1,620,707	1,263,420	832,615	310,530		
合計	119,960,988	3,479,503	13,808,557	4,576,293	3,299,626	12,029,543	35,607,989	23,175,671	10,331,896	
支出 決算 額	事務費	37,317	59,792	32,480			779,505	626,706	365,409	93,373
	維持管理費	72,969,236	1,300,334	8,309,916	2,815,996	1,271,488	385,082			
	借入償還金	34,933,885					187,398	5,522		
	分担金						3,002,000	16,800,000	7,125,000	2,100,000
	負担金	150,000					0	0		
	換地業務費						4,302,346	15,934,695	13,252,079	6,260,627
	農業経営高度化 支援事業推進費						1,500,000	2,000,000	2,000,000	1,500,000
	一時利用地収益交付金						685,425			
	積立金	0		223,000	500,000	252,000				
	予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	108,090,438	1,360,126	8,565,396	3,315,996	1,523,488	10,841,756	35,366,923	22,742,488	9,954,000	
翌年度へ繰越し	11,870,550	2,119,377	5,243,161	1,260,297	1,776,138	1,187,787	241,066	433,183	377,896	

【その他特別会計】

(単位：円)

項目	会計名	金生地区 維持管理	沢辺地区 維持管理	尾松第1地区 維持管理	尾松第2地区 維持管理	渡丸地区 維持管理	栗原地区 維持管理	西 向	沖富地区 維持管理	一迫地区 維持管理
収入 決算額	組合費	4,253,176	1,493,684		463,360	1,625,845			2,112,345	22,725,693
	一時利用地収益徴収金									641,728
	補助金									0
	雑収入	33	12,737	6,199	5	24,013	4,633	34,650	3,209,023	571,835
	繰入金	600,000	180,000							
	受託費									2,130,000
	交付金									3,906,000
	繰越金	1,557,384	2,154,085	2,078,784	573,489	1,161,943	1,631,043	1,460,021	2,030,264	5,658,985
合計	6,410,593	3,840,506	2,084,983	1,036,854	2,811,801	1,635,676	1,494,671	7,351,632	35,634,241	
支出 決算額	事務費			34,688	37,228	41,500	31,500	2,268		10,931,558
	維持管理費	3,155,441	943,339	212,490	351,720	1,490,102	0	959,040	0	6,659,946
	借入償還金								4,797,285	10,484,379
	分担金及び負担金									157,544
	繰出金									744,000
	出資金									0
	一時借入金									0
	一時用地損失交付金									641,728
	還付金									0
	選挙費									457,684
積立金	450,000	400,000			500,000					
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	3,605,441	1,343,339	247,178	388,948	2,031,602	31,500	961,308	4,797,285	30,076,839	
翌年度へ繰越し	2,805,152	2,497,167	1,837,805	647,906	780,199	1,604,176	533,363	2,554,347	5,557,402	

(単位：円)

項目	会計名	償還金積立	決済金積立	職員退職 給与積立	国営施設 補償金	荒砥沢 発電所	一迫地区 諸積立	一迫地区職員 退職給与積立	一迫地区 財政調整積立	一迫地区 維持管理積立
収入 決算額	発電収入					53,091,674				
	積立金収入	2,226,026								
	受入金							744,000		
	決済金		374,429							
	雑収入	68	5	8,687	4	12,799	2,193	97		
	繰入金			11,705,727		60,000,000				
	繰越金	10,345,183	524,816	132,956,186	452,899	63,189,730	44,107,160	1,936,711	3,237	399
合計	12,571,277	899,250	144,670,600	452,903	176,294,203	44,109,353	2,680,808	3,237	399	
支出 決算額	事務費					2,115,217				
	維持管理費					19,525,575				
	繰出金	10,245,273	607,769			3,198,600				
	事業費					76,993,600				
	補償金				0					
	退職金			18,661,621						
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	10,245,273	607,769	18,661,621	0	101,832,992	0	0	0	0	
翌年度へ繰越し	2,326,004	291,481	126,008,979	452,903	74,461,211	44,109,353	2,680,808	3,237	399	

平成30年度 財産目録

【資産の部】

(単位：円)

項目	金額
1. 流動資産	279,503,168
① 現金及び預金	161,298,261
② 未収賦課金	3,025,947
③ 未収補助金	115,178,960
2. 固定資産	66,718,137
① 有形固定資産	62,684,349
② 無形固定資産	4,033,788
3. その他固定資産	420,217,674
① 基本財産	237,930,930
② 特定資産	182,286,744
資産合計	766,438,979

【負債の部】

(単位：円)

項目	金額
1. 流動負債	125,938,400
① 未払金	125,938,400
2. 固定負債	599,405,917
(1) 公庫資金等長期借入金	598,058,885
① 県営かんがい排水事業費借入金 2事業地区分	334,041,762
② 県営ほ場整備事業費借入金 12事業地区分	264,017,123
(2) その他の長期借入金	1,347,032
① 県営かんがい排水事業費借入金 1事業地区分	1,347,032
負債合計	725,344,317

平成30年度事業報告

第1. 組合員及び地区面積

組合員数 7,360名 地区面積 105,849,635.73㎡

第2. 事業の状況

1 施設維持管理の状況

●土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設維持管理適正化事業とは、ポンプ、モーターのオーバーホール、ゲート等の塗装、機械等の部品の取り替えなど、数年に一度行う施設の整備補修に要する経費に対し助成される事業で、一般的な補助事業と異なる点は、事前に事業に加入し整備補修に必要な費用の一定額を、拠出金として毎年全国土地改良事業団体連合会に拠出することで、土地改良区が助成を受ける制度です。

工 事 名	事 業 費	工 事 場 所	工 事 内 容
平館除塵機整備補修工事	7,560,000円	栗原市一迫字平館地内	ロータリーレーキ式除塵機整備補修 N=1式
東部揚水機場整備補修工事	8,640,000円	登米市石越町東郷地内	着脱式水中ポンプ整備補修 (φ300mm×45kw×2台) N=1式
小谷地揚水機場整備補修工事	4,428,000円	登米市石越町北郷地内	着脱式水中ポンプ整備補修 (φ200mm×11kw×2台) N=1式
設計書作成業務	896,400円	上記3地区	工事実施設計書作成 N=1式
合 計	21,524,400円		

平館除塵機整備補修工事



東部揚水機場整備補修工事



小谷地揚水機場整備補修工事



●維持管理の状況

地 区	維 持 管 理 の 内 容	金 額	附 記
登米市石越町地内 外	丸谷地揚水機場 NO.1 主ポンプ整備補修工事 外271件	101,000,761円	県営造成施設 外



ゲート補修



ネットフェンス補修



パイプライン補修



排水路補修



余水吐改良



用水路溝畔補修

ご協力をお願い致します

当土地改良区発注の工事では、左のような看板を設置しております。工事現場には、重機やトラック等が頻繁に出入りし、大変危険ですので、近づかないようご協力をお願い致します。

追川上流土地改良区発注の
工事を行っております。
ご迷惑をおかけしますが、
ご協力をお願い致します

2 工事の施行状況

●本年度団体営事業の概要

①農業水路等長寿命化・防災減災事業

工 事 名	事 業 費	工 事 場 所	工 事 内 容
荒砥沢発電所(水車及び発電機)整備補修工事	191,160,000 円	栗原市栗駒文字地内	水車整備補修 N=1 式、発電機整備補修 N=1 式 流量計更新 N=1 式
実施設計書作成業務	993,600 円	上記地区	工事実施設計書作成 N=1 式
合 計	192,153,600 円		

※平成30年度内で工事完成が出来なかったため、工事を令和元年度に繰越をしました。

②土地改良施設機能診断事業

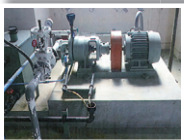
工 事 名	事 業 費	工 事 場 所	工 事 内 容
石越南部第一揚水機場整備補修工事	6,912,000 円	登米市石越町南郷地内	真空ポンプ(φ40mm×5.5kw)更新 N=2台 小配管設備(封水弁、吸気弁) N=1式
実施設計書作成業務	453,600 円	上記地区	工事実施設計書作成 N=1 式
合 計	7,365,600 円		

※平成29年度繰越事業を平成30年度で工事をしました。

【真空ポンプ】

【封水弁】

【吸気弁】



【施工前】



【完成】



【施工前】



【完成】



【施工前】



【完成】

3 県営事業の進捗状況

県 営 事 業 名	事 業 費	工事場所	工 事 内 容	進 捗 率
沼田・八木地区農業競争力強化基盤整備事業	40,030,000 円	栗原市地内	区画整理 A=5.5ha	75.4%
大目地区農業競争力強化基盤整備事業	224,000,000 円	栗原市地内	区画整理 A=7.0ha	12.8%
稲屋敷・袋地区農業競争力強化基盤整備事業	95,000,000 円	栗原市地内	工事費・設計費一式	4.1%
上沼地区農業競争力強化基盤整備事業	28,000,000 円	栗原市地内	工事費・設計費一式	3.9%
合 計	387,030,000 円			

第3. 事務の経過

●会議の件数

会 議 名	件数	会 議 名	件数	会 議 名	件数	会 議 名	件数
総 代 会	2回	監 事 会	6回	総務委員会	4回	その他委員会・会議	272回
理 事 会	10回	監 査	2回	事業管理委員会	3回		

第4. 経理の状況

●施設維持管理の状況

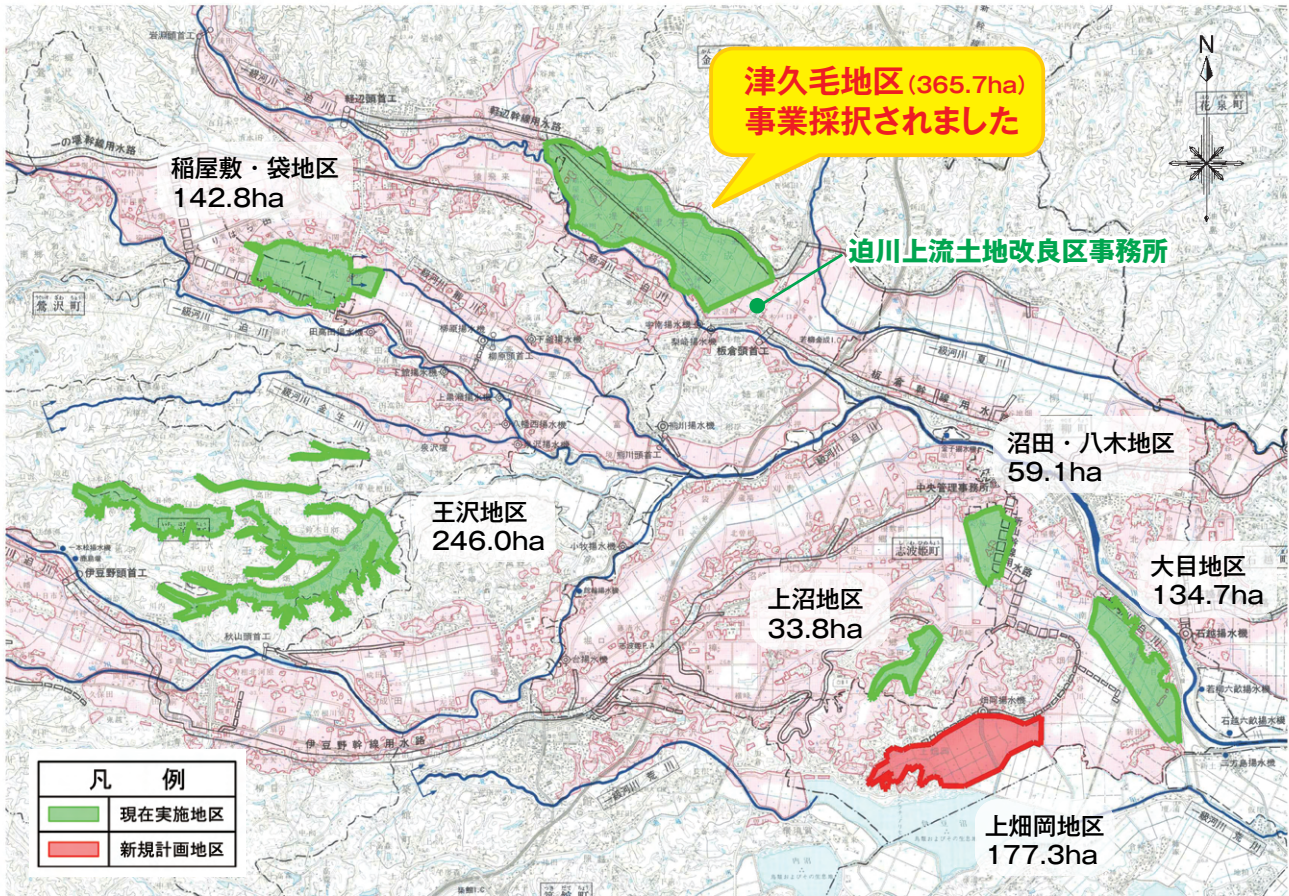
会 計 名	維持管理経費	附 記
一般会計	137,482,800 円	国営施設管理費、県営施設管理費、末端施設維持管理費 外
外 14 特別会計	120,349,705 円	水路工事・施設管理費、施設電気料 外



■農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業〔経営体育成型〕）

■農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業〔経営体育成型〕）

昨年の稲屋敷・袋地区、上沼地区に続き、本年度は津久毛地区が事業採択されました。新規計画地区の上畑岡地区については、令和3年度を事業採択目標に推進委員会等を開催し推進を行っております。また、昨年真坂土地改良区との合併により引き継がれた、王沢地区については換地処分が行われ、現在登記手続きが行われております。



実施地区における施工状況及び施工計画は次の通りとなっています。

事業名	年度		令和2年度予定
	地区名	令和元年度	
農業競争力強化基盤整備事業	沼田・八木地区	暗渠排水工事 57.2ha 補完工事 一式	補完工事 一式
	大目地区	面工事 33.9ha	面工事 13.7ha
	稲屋敷・袋地区	面工事 53.4ha	面工事 25.0ha
	上沼地区	面工事 33.8ha	暗渠排水工事 33.8ha
経営体育成基盤整備事業	王沢地区	補完工事 一式（繰越）	
農業競争力強化農地整備事業	津久毛地区	実施設計 160.0ha	実施設計 241.0ha

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）

都道府県と市町村が連携を図り、国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等を対象として、管理体制整備計画の更新及び管理体制整備の推進活動、管理体制の整備・強化に対する支援の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化、地域防災、水管理の担い手の育成・確保に対応した管理体制の整備を図ることを目的とした事業です。

田んぼの水はどこからくるの？ ～農業施設見学会～

「田んぼの水はどこからくるの？」と題して、第1回の農業施設見学会を実施しました。荒砥沢ダム、荒砥沢発電所、そして4月にオープンしたばかりの栗駒山麓ジオパークビジターセンターを見学する行程で、昼食は山脈ハウス（栗原市栗駒沼倉耕英）で名物の岩魚丼を食べました。荒砥沢ダム管理事務所内で「ダムの役割」について研修を行い、更には模型を使った説明も受け、より理解を深めました。発電所内部の見学では、あまりの騒音で耳を塞ぐ参加者の姿も。栗駒山麓ジオパークビジターセンターでは、地域のなりたちや自然災害と防災などを学び、シアター展示室ではスクリーンや床に映し出される、迫力の映像に圧倒されていました。



発電所内



栗駒山麓ジオパーク
ビジターセンター見学

景観形成活動 ～花いっぱい運動～



令和元年10月30日、栗原市立金成小中学校を会場に景観形成活動（花いっぱい運動）を実施しました。主催は迫川上流地区管理体制整備推進協議会で宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所、宮城県土地改良事業団体連合会を迎え、小中学校の3年生・7年生（中学1年）と地域の方々の合計138名で植栽活動を行いました。グリーンアドバイザー※の佐藤千恵さんから植栽の注意点を説明してもらい、パンジー、ピオラ、葉牡丹を用意した203個のプランターに、力を合わせて植栽しました。

※植物の育て方についての正しい知識や、園芸・ガーデニングの魅力と楽しさを伝えることができる人



植栽説明



軽辺用水路沿いに設置



2019 栗原市民まつりに出展

パネル展示やパンフレット配布、更に簡単なクイズを通して、農業用水利施設には私たちの生活を支えている、さまざまな働きがあることを紹介しました。



用水施設管理ポスター入選作品紹介

このポスターは迫川上流地区管理体制整備推進協議会（事務局：迫川上流土地改良区）が水路への不法投棄防止に対する啓発のため募集したものです。



最優秀賞 築茂 滲さん

視察研修

～ 亘理土地改良区の皆さん～

令和元年6月27日実施



土地改良区の運営と維持管理等について、日下清一理事長をはじめ総代、役職員の計38名が来所し、ほたるホール（栗原市金成総合支所内）で研修を行いました。

アフリカ・マラウイ共和国

みやぎ草の根技術協力事業現地研修

令和元年10月25日実施



岩淵頭首工



軽辺頭首工

栗原管内では農業水利施設紹介として、栗駒ダム及び当土地改良区が管理する、上記2カ所の頭首工の現地視察を行いました。

【みやぎ草の根技術協力事業の概要】

平成22年6月から実施している「みやぎ国際協力隊プロジェクト」でアフリカ・マラウイ共和国へJICA青年海外協力隊員として派遣されている宮城県職員（農業土木）の現地活動支援と、研修員受入等による灌漑技術の移転の効果的な実施のため、草の根技術協力事業を実施しており、小規模灌漑施設の計画～設計～施工～維持管理・修繕に必要な灌漑技術者の能力向上を目標に研修員の受入、短期専門家の派遣を行っている。



令和元年台風19号災害

10月の台風19号により当土地改良区管内の施設にも甚大な被害を受けました。現在、関係機関と連携し復旧工事を行っておりますが、復旧にはもうしばらく時間を要しますので、ご理解とご協力をお願い致します。



岩淵用水路路面崩落



上沼承水溝管理用道路寸断



渡丸揚水機場水没



上沼承水溝決壊



新戸崎排水機場水没



横須賀揚水機場水没



【築館沖富地区】



【金成金生地区】



【若柳川南南沼田地区】



【志波姫上沼地区】



【石越新富崎前地区】



【石越新鹿沼地区】



【築館横須賀地区】



【金成津久毛地区】

当土地改良区受益地内の約1,500haの農地で冠水被害を受けました。

土地改良区からのお願いとお知らせ

賦課金は納期限内に納めましょう

賦課金は賦課基準日（毎年5月1日現在）の土地原簿記載地積により賦課させて頂いています。賦課金納入通知書には当該年度に納めて頂く賦課金合計額が記載され、その内訳が期別・賦課基準別に記載してあります。

納付書は、前期分と後期分を同時に発行しており、**現金で納入される方は前期分と後期分を一括で納入することも可能**です。

なお、賦課金は納期限が過ぎますと、過怠金として督促手数料及び延滞金（年14.6%）が納期限翌日から日々加算されますので、期限内に納入くださいますようお願い致します。

賦課金の納入はJAの口座振替をご利用ください

手続き方法は？

JA窓口（JA新みやぎ栗原市内各支店、JAみやぎ登米石越支店、JAいわて平泉花泉支店）または土地改良区で手続きができます。貯金通帳及び届出印をご持参の上、「口座振替依頼書」に必要事項を記入し申し込み下さい。

指定口座に変更

が生じた場合は？

指定口座の名義変更・口座番号の変更等が生じた時は、上記JA窓口または土地改良区へ届出をお願い致します。

振替できなかった場合は？

残高不足等で口座振替ができなかった場合は、現金で納入する納付書を郵送致します。左記JA窓口または土地改良区で直接納入して頂くことになります。

残高確認について

口座振替日は前期・後期ともに一回限りですので、振替不能とならないよう、口座振替日前日までに必ず貯金残高の確認をお願い致します。

他の納入方法として、**郵便局からの振込も可能**ですので、ご希望の方は

※振込手数料はご負担願います。

総務課賦課徴収係までお問い合わせ下さい。 ☎ 0228-24-7643

！ 滞納賦課金は新組合員の負担になります!!

滞納賦課金は土地改良法第42条（権利義務の承継）の規定に基づき、農地を取得した新組合員に支払の義務が生じます。

農地の売買等の契約をされる場合は、滞納賦課金があるかを確認し、後で問題が起きないように互いに十分話し合ってください。

領収書の発行について

口座振替の方の領収書につきましては、毎年12月に前期・後期分をまとめて発行しております。この領収書は確定申告等の際に必要となりますので、大切に保管して頂きますようお願い致します。

農地の移動等の手続きは忘れずに！

毎年、

賦課金納入通知書
発行後に

「**土地の権利移動をした**」

「**土地の面積が違う**」

「**組合員名義が違う**」

等の問い合わせが
多数あります。

**関係する市町村の農業委員会等への届出、登記が完了しても、
土地改良区への届出がなければ台帳の修正は行われません。**

届出用紙は土地改良区に備え付けてあるほか、**迫川上流土地改良区**のホームページ
(<http://www.hakuue.jp>) からダウンロードができます。

迫川上流

検索

とくそう
『**組合員資格得喪通知書**』
での届出が必要

～土地改良法 第43条～

(組合員の資格得喪の通知義務)
土地改良区の地区内の土地の全部又は一部
について組合員たる資格を取得し、又は喪失
したものがあつた場合には、その者は、その旨
をその土地改良区に通知しなければならない。

- ◆農地を売買または交換並びに贈与したとき
- ◆農地を賃貸借した または賃貸借を解除したとき
- ◆農業者年金の受給または後継者へ
経営を移譲したとき

- ◆組合員の方が亡くなったとき
- ◆住所を変更したとき

『**農地転用等の通知書**』
『**地区除外申請書**』
での届出が必要

- ◆農地を宅地等に転用するとき
- ◆畑等に地目変更するとき
- ◆公共事業等で農地が買収されたとき

地区除外決済金
の納入も必要となります。

この決済金を納入しないと、いつまでも従前の面積の
まま賦課されることとなりますので、ご注意ください。

令和元年度の決済金額

県営かんがい排水事業や、ほ場整備事業などの土地改良事業の事業費の内、地元負担分は借入金(賦課金)によってまかなわれており、毎年組合員皆さんから賦課金として納入頂いています。農地の転用、公共用地買収などにより地区除外されると、その土地の償還金や維持管理費等を残った土地で負担しなければならなくなり、残りの組合員の方々の負担増となってしまいます。それらを解消するため、その土地の負担相当分(これから支払うべき償還金等)を決済の対象とし、決済金を徴収することになります。

決済金種別	1,000㎡当り
県営かん排迫川上流3期地区(一迫川沿岸地区)	7,600円
県営かん排迫川上流地区(石越地区)	4,400円
県営石越南部地区ほ場整備	8,700円
県営石越北部地区ほ場整備	13,700円
県営南谷地地区ほ場整備	1,940円
石越地区維持管理(ほ場整備区域) 田	34,000円
石越地区維持管理(ほ場整備区域) 畑	6,800円
石越地区維持管理(ほ場整備区域外) 田	13,600円
石越地区維持管理(ほ場整備区域外) 畑	2,720円

滞納処分(財産差押え)の実施

賦課金の滞納は土地改良法に基づき、地方税の滞納処分の例により認可を受けて理事が処分執行することになります。納入が滞ってしまうと滞納額が大きくなり一度に支払うことが困難となり、土地改良区の業務運営等にも支障を来すこととなります。

滞納者には電話連絡・戸別訪問を行いながら納入の督促をしておりますが、それでも難しい場合は、やむを得ず財産の差押えに踏み切っております。

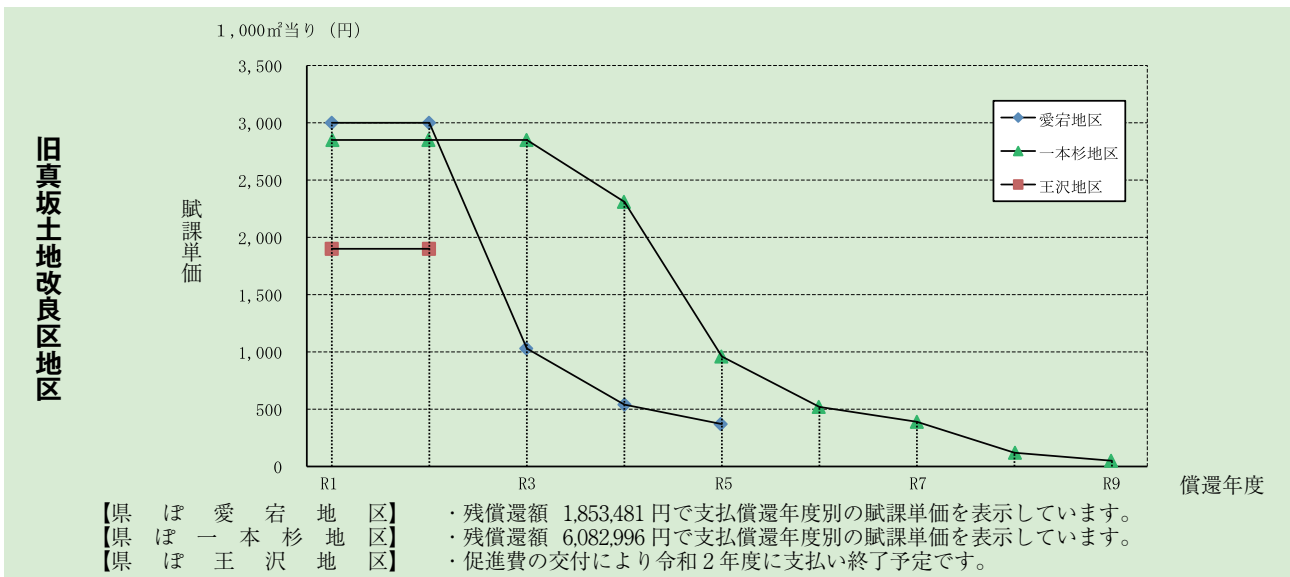
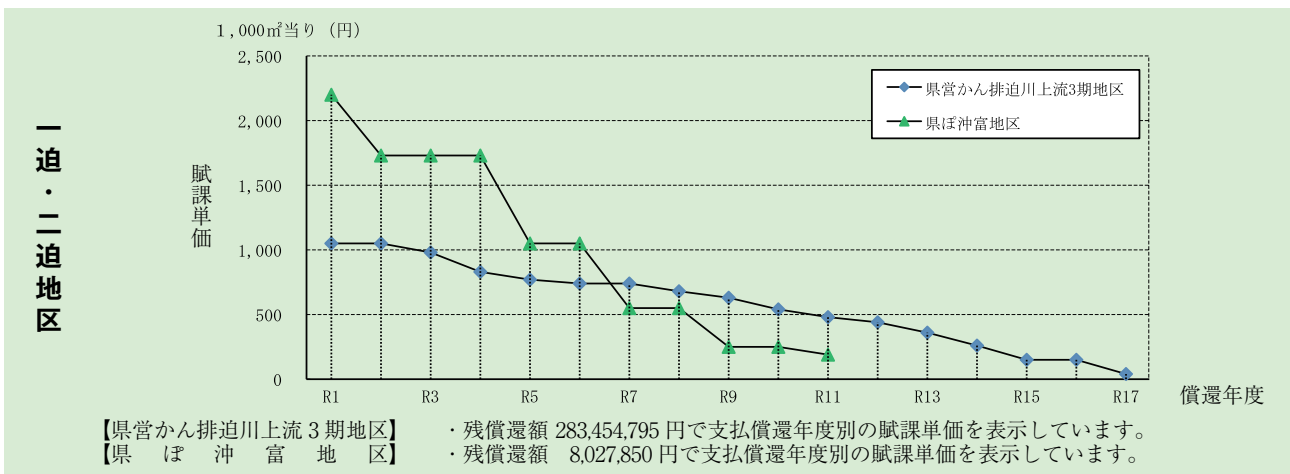
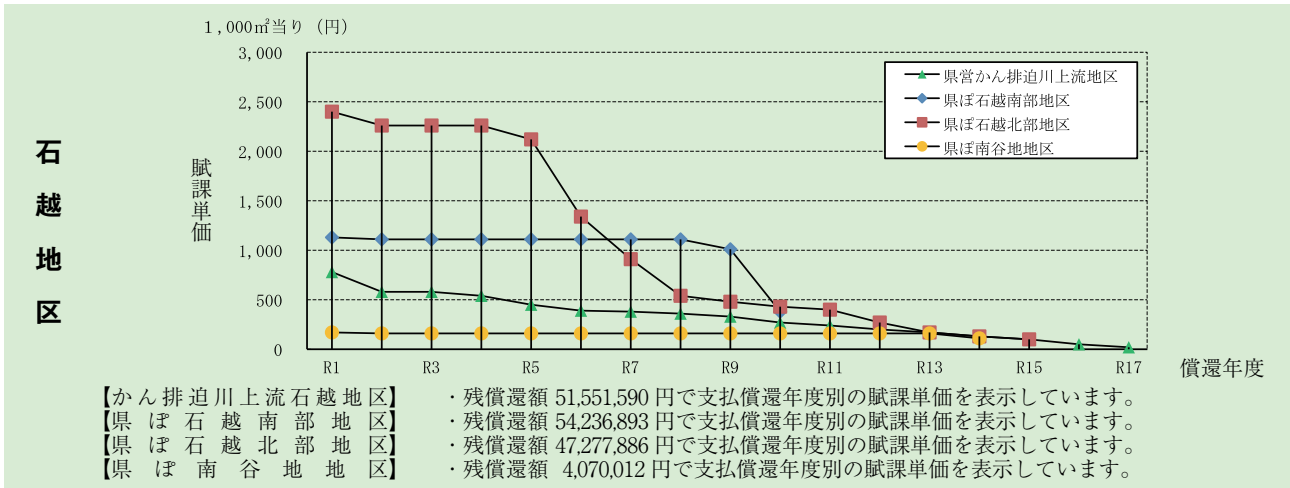
納付の相談は土地改良区事務所にて随時対応しておりますので、総務課賦課徴収係までお気軽にご相談下さい。

各種土地改良事業費賦課金(地元負担金)のお知らせ

令和元年度は実績賦課金の1,000㎡当りを示しています。令和2年度以降の算出された1,000㎡当りの賦課金は、事業計画に基づく概算予定額となっており、今後の参考にしていただきたいと思ひます。

当土地改良区では後期特別賦課金として徴収させて頂いておりますが、年度末の総代会において承認された場合、支払完了予定年度を待たずに、一括繰上償還も可能となりますので、申し出受付期間等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせ致します。

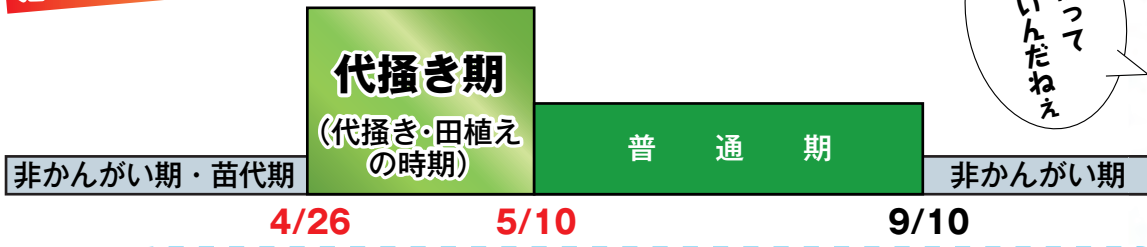
平成31年4月1日現在



農業用水の管理について

近年は晩期栽培の定着や作付品種の多様化により、田植えの時期が長くなっています。土地改良区としては、河川管理者から許可されている**許可水利権以上**に取水することは**許されません**。そのため、組合員皆様方のご要望に対して十分お応えできないのが実状です。下流末端の方々は毎年用水に苦慮しています。皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

水利権は厳守します!! 用水路の水量変化イメージ図



- チェック!**
- 1 田んぼに水を掛け終わったら、必ず水口を閉める
 - 2 用水を掛ける時は、下流にも流れるように調整する
 - 3 『無駄な水は流さない』を徹底

法面への除草剤散布は控えて!!

近年、水路沿い等に、除草対応として除草剤を散布する方が多く見受けられました。根元まで枯らすため、枯れた後に大雨がふりますと、法面が崩れて水路に土砂が溜り、維持管理に支障がでますので、道水路等の官地には、**農地に使用可能な農薬の散布あるいは草刈り等**で、管理にご協力をお願いいたします。



【除草剤を散布した法面は、崩れやすい?】

これは自己負担です!

- 個人財産に当たる維持補修は個人対応願います。
- ①給水口（給水栓）が壊れた。
 - ②排水口（暗渠の水閘）が壊れた。
 - ③田の作業に支障がある。
 - イ．ぬかるみが発生した。
 - ロ．田面の一部が陥没した。
 - ハ．高低差（凹凸）が出てきた。



田面の陥没

水閘の破損

大雨・河川の増水時は用水を停止します

大雨や台風等が予想される場合、災害防止の観点から事前に用水を停止しております。雨が止んでも河川の状況や下流部の排水の状況により、すぐには通水できないことがありますのでご理解とご協力をお願いします。



監事 濁沼栄一氏
退任のお知らせ

第一・二被選挙区において平成二十五年三月十一日より監事を務めて頂きました濁沼栄一氏が、令和元年十月三十一日をもちまして、退任致しました。厚く感謝を申し上げますと共に、今後益々ご活躍されますことをお祈り申し上げます。

物損事故は届け出を!

自動車事故等により管理施設を破損した場合は、当事者の負担で復旧することになります。また、幹線用水路には年間通して用水が流れており、施設の破損状況によっては緊急を要するものもありますので、必ず当土地改良区にご連絡ください。


☎0228-24-7643

役員(監事)補欠選挙のお知らせ

第1・2被選挙区の監事の欠員に伴い、役員選挙規程第27条の規定により、役員補欠選挙を執行しますのでお知らせします。詳しい選挙に関する日程は、後日改めてお知らせします。

水路やため池での水難事故を防ぎましょう!!

毎年、農作業が盛んになる時期は、水路やため池の水量が多くなります。子どもたちが水遊びや魚釣りに夢中になり、水路やため池に転落し、死亡する事故が後を絶ちません。近年は、高齢者の水難事故も発生しています。子どもたちが水路やため池で遊ばないよう声を掛けたり、高齢者のいる家庭では注意喚起を呼び掛けたりすることが大切です。痛ましい事故を防止するため、家庭だけでなく、地域の皆さんもお声掛けをお願いします。



計報

元副理事長 **小野寺和夫氏**
 (登米市石越町)
 平成三十一年一月十二日逝去
 (七十一歳)

生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに感謝申し上げます。ここに謹んで哀悼の意を表します。

理事補欠選挙執行 (第一被選挙区)
理事 千葉正宏 (登米市石越町)

平成31年3月19日執行の役員補欠選挙の結果、千葉正宏氏が当選し、平成31年3月25日に就任いたしました。

